

【1989年3月16日】被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置制度の制定について  
年金審議会

平成元年三月十六日

厚生大臣 小泉 純一郎殿

年金審議会会長 福武 直

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置制度の制定について

今回の諮問案は、昨年十一月の当審議会の意見書で指摘した方向に即して、当面急がれる被用者年金制度相互間の負担の不均衡の是正措置を講じようとするものである。

一方、今回の是正措置の前提としての日本鉄道共済年金の自助努力等の内容については、昨年十月の鉄道共済年金問題懇談会報告書の指摘に即して、現段階においては相当程度の努力がなされるものと認められるが、国の責任が明確であるとは必ずしも言い難い面もあり、今後 JR 各社の経営状況等をも踏まえてその見直しを行っていくべきである。

以上のことから、本諮問案は、関係者の合意しうる範囲内での当面の調整措置としておむね了承する。

なお、日本鉄道共済年金に対する国・国鉄清算事業団の責任が不明確であり、また、その負担も十分でないこと等から、厚生年金からの財政拠出による「制度間調整」は行うべきではなく、容認できないという反対意見があった。

年金審会長発言メモ

本諮問案に関連して、被用者年金制度の一元化に当たっての給付と保険料のあり方、共通給付と独自給付の区分、小規模の保険集団の取扱い、業務処理体制等について意見交換がなされたが、これらの点については、被用者年金制度一元化へ向かっての当審議会の今後の審議に委ねることにした。